

# 身体拘束廃止未実施減算について

枚方市健康福祉部福祉指導監査課

## (1) 当該減算対象サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院
- (介護予防)特定施設入居者生活介護
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

## (2) 当該減算の基準 (特定施設入居者生活介護について記載していますが、内容は(1)に記載の他のサービスも同様です。)

別に厚生労働大臣が定める基準(※1)を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

### ※1 厚生労働大臣が定める基準

指定居宅サービス等基準第183条第5項及び第6項に規定する基準(※2)に適合していること。

### ※2 指定居宅サービス等基準第183条第5項及び第6項に規定する基準

- 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

**(3) 当該減算に係る留意事項通知**（特定施設入居者生活介護について記載していますが、内容は(1)に記載の他のサービスも同様です。）

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号）第 183 条第 5 項の記録（同条第 4 項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第 6 項に規定する措置を講じていない場合に、入居者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催していない、身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。